



# 石狩市

No.14 2019年6月発行  
編集・発行  
石狩市環境市民部 広聴・市民生活課  
〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2  
TEL : 0133(72)3191 FAX : 0133(72)3199

# 消費生活センター便り

消費者月間テーマ「ともに築こう豊かな消費社会～誰一人取り残さない2019～」

## 石狩市消費者大会を開催しました!!

■スマホ講座は楽しく。講演会ではネット取引の注意点を分かりやすく解説。

パネル展 5/16～23 りんくる

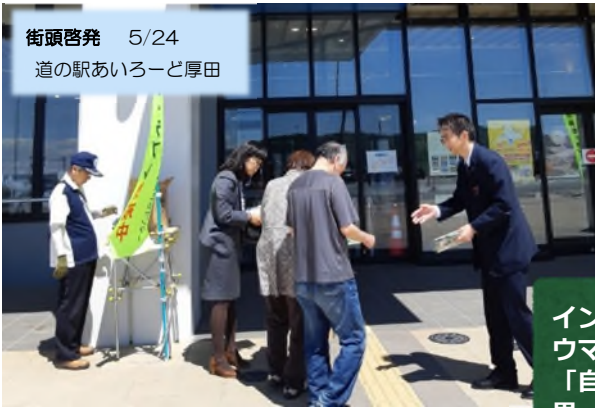


5/23 りんくる  
知っておきたい  
「シニア向けスマホ講座」



KDDI (株)認定講師によるスマホ初心者向けの講座を開催。ひとつひとつ丁寧に基本的な使い方を教わり、初めてスマホを操作する方も気軽に楽しく学ぶことができました。

街頭啓発 5/24  
道の駅あいーと厚田

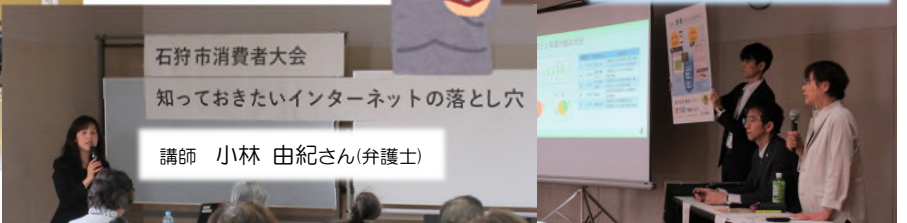


インターネットの世界は仮想空間  
ウマイ話をうのみにしないこと！  
「自分だけはダメされない」と、  
思っている人ほど要注意！  
他人事ではありません！  
ダメされた…と思ったら、  
早めに相談してください！

街頭啓発 5/24  
浜益コミセンきらり



5/31 花川南コミセン  
知っておきたい  
「インターネットの落とし穴」



石狩市消費者大会  
知っておきたいインターネットの落とし穴  
講師 小林 由紀さん(弁護士)

パネル展 5/27～31 花川南コミセン



サクラサイトや情報商材、通信販売など、インターネット取引に係るトラブル事例を挙げ、「つけ込まれる人間の心理」から消費者被害に遭わないための注意点を学びました。講師の軽妙な語り口に笑いも交え、参加された26名の市民のみなさんはメモを取りながら熱心に聴講されていました。



# 高齢者がねらわれています!!

高齢者をねらって「無料点検に回っています」「近所で作業したついでに格安で清掃します」などと言って家に上がりこみ、「このままだと危険」「今すぐ工事が必要」などと不安をあおって必要のない住宅リフォーム工事の契約を強引に結ばせる悪質な事例が多発しています。

## 被害にあわないためのアドバイス

### 無料点検

と言われても、すぐに  
**玄関をあけない。**

ピンポーン♪  
無料点検で～す



### 工事の契約は

**一人でしない、  
すぐにはしない。**



契約は後日!  
他社でも見積りをとってみよう。

### 業者の説明を

**うのみにせず、  
家族や身近な人に  
相談をする。**



家族に相談してみます

### 契約してしまっても

**あきらめないで、  
クーリング・オフ※  
を利用する。**

やっぱりやめたい!  
クーリング・オフ  
しよう!



クーリング・オフは書面(ハガキ)で!!

※訪問販売の場合は、契約書面を受け取ってから8日以内であれば無条件で契約を解除することができます。  
また、契約書をもらっていなかったり、契約書の内容に不備があるときは、8日を過ぎてもクーリング・オフが可能です。  
クーリング・オフ期間を過ぎても契約を解除できる場合があります。「こまったな」と思ったら、できるだけ早くご相談ください。

## 地域で高齢者を見守る皆様へ

- 見慣れない人の出入りや、リフォーム工事の形跡があったら気をつけてあげてください。
- 周囲の方々からの消費生活センターへの相談をきっかけに問題が解決することもあります。
- 気になることがあれば、消費生活センターへご相談ください。



? 「こまったな…」と思ったら、相談してください!

石狩市消費生活センター ☎0133-75-2282

石狩市役所1階(平日 午前10時～午後4時)

※ 土日・祝日の電話相談は消費者ホットラインへ ⇒

消費者ホットライン

188

いやいや!  
局番なし

日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。